

平成 22 年

第 3 回市議会定例会 報告第 4 号

専決処分の報告について

市が設置し、および管理する公共賃貸住宅の管理上必要な建物明渡し等を請求する訴えの提起を平成 22 年 8 月 18 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成 22 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

1 当事者

原告 函館市

代表者 函館市長 西 尾 正 範

被告 住所 * * * * *

* * * * *

2 請求の趣旨（内容）

(1) 被告は、原告に対し、市営住宅花園団地 3 号棟 803 号（以下この項および次項において「本件建物」という。）を明け渡すこと。

(2) 被告は、原告に対し、滞納賃料 924,800 円と、平成 22 年 7 月 21 日から本件建物の明渡しを行う日まで 1 か月金 34,300 円の割合による金員を支払うこと。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とすること。

との旨の判決を求める。

3 請求の原因

(1) 原告は、被告に対し、平成 9 年 12 月 31 日に本件建物への入居を許可し、被告は本件建物に入居した。

(2) 被告は、平成 19 年 7 月分から平成 22 年 4 月分までの賃料のうち合計金 879,100 円の支払いを怠った。

(3) 原告は、被告に対し、平成 22 年 6 月 22 日到達の内容証明郵便で、期限内に上記滞納金額を一時に支払わなければ、改めて通知す

ることなく入居許可を取り消す旨の意思表示をなした。

(4) なお、被告は、原告に対し、期限内に上記滞納賃料879,100円の内払金として45,000円を支払った。

しかし、被告は全額支払いをしなかったので許可取消しとなった。

(5) 被告は、その後、平成22年7月20日の許可取消しまでの滞納賃料924,800円などの支払いに応じないまま、当該住宅を占有している。

(6) よって、原告は、被告に対し、2記載のとおり本件建物の明渡しおよび滞納賃料等の支払いを求める。

4 訴えを提起した日

平成22年8月19日

5 管轄裁判所

函館地方裁判所